

令和7年度高校生向け自転車交通安全教室の実施について

～ スタントマンによる交通事故の実演（スケアード・ストレイト手法による交通安全教室）～

自転車の交通事故防止を図るため、県下の自転車通学を認めている高等学校等において、自転車交通安全教室を下記のとおり実施します。

※「スケアード・ストレイト」とは恐怖を体感させることで、交通ルールを遵守することの大切さを教育する手法で、具体的には、スタントマンがトラックや乗用車、自転車に跳ねられる「疑似交通事故」を起こし、受講者に事故の状況や原因を具体的に伝えます。

記

1 実施日・実施校及び実演例

別添の通り

2 実施内容

(1) 講義

くらし安全課職員及び管轄警察署員による交通事故情勢・自転車の交通ルールに関する講義
※省略校有り

(2) 実演

ア 演目

- (ア) 自転車事故の現状等を踏まえ、自転車を利用する際の安全運転の重要性と自転車ヘルメット着用の重要性を認識する演目で構成
- (イ) 特定小型原動機付自転車(電動キックボード型)の正しい乗り方等を伝える演目

イ 実施業者

株式会社 ワーサル

3 その他

雨天の場合は演目を変更し、室内(体育館等)で実施する場合があります。

取材をご希望の場合は、詳細なタイムスケジュール等をお伝えしますので、事前に

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班 078-362-3879 【担当：豊田】

まで御連絡ください。